

返戻金に関する事項

求人者（以下「甲」という）の求人依頼により、有限会社アキド精密（以下「乙」という）が当該求職者（以下「丙」という）を紹介し、丙が甲に雇用された場合の紹介手数料について、以下の通り定める。

◆丙が早期に退職した場合の措置

- 1 丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返却しない。なお当該退職が甲の手数料支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しないものとする。
- 2 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき理由により退職に至った場合
 - ① 採用日から 31 日以内に退職に至った場合
受領した紹介手数料及びその消費税相当額の 80%を返却するものとする。
 - ② 採用日から 31 日経過後、62 日以内に退職に至った場合
受領した紹介手数料及びその消費税相当額の 60%を返却するものとする。
 - ③ 採用日から 62 日経過後、93 日以内に退職に至った場合
受領した紹介手数料及びその消費税相当額の 30%を返却するものとする。